平成２７年（フ）第４３９号
京都市右京区太秦馬塚町25番地１　グローバル太秦309
債務者　小田はるな
１　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４７１号
京都市山科区四ノ宮川原町５番地22　リブライブ102号
債務者　山中　孝二
１　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４７３号
京都市伏見区向島庚申町10番地　インペリアルパレスリバーサイド507号
債務者　山田　樹谷
１　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４７５号
京都市山科区四ノ宮神田町19番地　ヴィラ大成405、前住所京都市南区久世大築町206番地８
債務者　稲垣　美恵（旧姓中村・横山）
１　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４７６号
京都府八幡市橋本石ケ谷49番地の56
債務者　中西　康子
１　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４７７号
京都市右京区太秦馬塚町18番地36
債務者　髙山あきほ
１　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２３９号
兵庫県西宮市田近野町７番１―705号
債務者　原本　裕子
１　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２５６号
兵庫県西宮市川西町８番６―301号、前住所兵庫県西宮市川西町15番18―304号
債務者　濱田龍治郎
１　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２６４号
兵庫県西宮市今津水波町３番10―409号
債務者　仁木　珠志
１　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２６９号
兵庫県西宮市東鳴尾町１丁目７番22号
債務者　安樂　里美
１　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２９２号
兵庫県西宮市丸橋町８番76号
債務者　林　　幸子
１　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第７８号
兵庫県神戸市西区樫野台６丁目１番地の39、申立時の住所愛媛県松山市土居田町492番地１　エクセレンス土居田106号
債務者　一色竜之介
１　決定年月日時　平成27年６月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで　松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９４号
愛媛県松山市東垣生町215番地　マリベールイースト302号
債務者　大野　真美
１　決定年月日時　平成27年６月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで　松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９７号
愛媛県松山市土居田町469番地１
債務者　松本　佳子
１　決定年月日時　平成27年６月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで　松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２１号
愛媛県松山市北条538番地１　ボーセゾンＢ102号
債務者　越智　安代
１　決定年月日時　平成27年６月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで　松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２２号
愛媛県松山市山越３丁目２番25号
債務者　坂本　　功
１　決定年月日時　平成27年６月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで　松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２６号
愛媛県松山市東垣生町51番地５
債務者　山田　弘美
１　決定年月日時　平成27年６月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで　松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７号
福岡県久留米市江戸屋敷１丁目８番21号、前住所福岡県久留米市荒木町白口438番地
債務者　永田マリ子
１　決定年月日時　平成27年６月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで　福岡地方裁判所久留米支部